

こどもの意見聴取の手法等について(案)

1. 趣 旨

こども基本法（令和4年法律第77号）第11条の規定に基づき、第3期近江八幡市教育大綱（以下「教育大綱」という。）の策定に際し、こども又は保護者等の意見を聴取し、当事者の声を把握することで、本市の実態に即した教育大綱の策定を目指す。

また、教育大綱の策定過程において、こどもや保護者等の意見聴取を通じて、教育大綱の周知及び参画意識の醸成を目的とする。

2. 対 象

① 市内在住または市内の学校に通学するこども

- ・ 小学生（1年生～6年生）
- ・ 中学生（1年生～3年生）

② 保護者またはこどもを養育する者

- ・ 就学前の保護者
- ・ 小・中・高校生の保護者
- ・ その他、こどもを養育する者

3. 意見聴取の手法（候補）

① 生き抜く力礎アンケートの活用と分析

- 対 象：市内小学校4年生～6年生の全児童
市内中学校1年生～3年生の全生徒
- 期 間：令和7年5月下旬（実施済）
- 備 考：・「生き抜く力礎アンケート」は教育委員会生涯学習課が事務局となり、例年、前期（5月頃）と後期（12月頃）に実施される。
・令和7年5月に実施されたアンケート結果は、8月上旬に分析・整理される予定である。
・アンケートの結果については、教育大綱見直しの参考とする。

② 教育大綱のイラスト作成ワークショップ

- 対 象：市内中学校の美術・芸術部活動に属する生徒
- 人 数：10名程度
- 時 期：教育大綱パブリックコメント終了後（令和7年11月以降）
- 備 考：・市内中学校の美術・芸術部活動に対して協力依頼を行う。
・対象者には、表彰及び景品の贈呈を行う。
・作成したイラストは、教育大綱の周知・啓発用品として活用することにより、教育大綱への興味・関心と参画意識を促す。

③ 保護者アンケートの実施

- 対 象：市PTA連合会に属する保護者、関係者
- 人 数：20名程度（市PTA連合会）＋ 各PTA
- 時 期：市PTA連合会への事前説明 令和7年9月上旬
アンケートの実施 令和7年9月下旬
- 手 法：Graffer（スマート申請）を利用したWEBアンケートを実施
- 備 考：
 - ・市PTA連合会では、アンケート内容の説明及び教育大綱の周知を目的として概要説明を行う。また、市PTA連合会から各PTAに対して周知いただくよう依頼を行う。
 - ・アンケートの設問は、他市町や本市の事例等を踏まえて検討・設定を行う。
 - ・アンケートについては、市HPに公表し、市PTA連合会に属する保護者・関係者以外にも回答してもらえるよう設定する。

4. その他

- 就学前児童への意見聴取は全国的に事例が少ないこと、こども家庭庁においても小学生以上のこどもへの意見聴取を主としていることから、就学前児童への意見聴取は行わず、保護者へのアンケート調査を実施する。
- 意見聴取に当たり、適宜、庁内関係所属との連携・調整を行う。